

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	明石市こども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、こども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	「明石市こども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第23号)」及び「明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。 ①こども医療費助成の申請書受理、申請者・扶養義務者の収入調査等の審査、対象者の加入健康保険資格の審査、その申込みに対する応答に関する事務 ②Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時にこども医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1 MISALIO福祉医療費助成システム 2 共通基盤システム 3 中間サーバー 4 団体内統合宛名システム 5 共通宛名システム 6 住民基本台帳ネットワークシステム 7 Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費受給者証交付申請書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 明石市個人番号の利用に関する条例第4条 別表の2、8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供・・・行わない 情報照会・・・番号法第19条第9号、明石市個人番号の利用に関する条例第4条 別表の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局子育て支援室児童福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市こども局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5027

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	決裁後の書類は、確実に簿冊に綴じ、簿冊整理簿に基づき、簿冊の管理を実施している		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[6] 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・MISALIO福祉医療費助成システム ・共通連携システム ・共通宛名システム ・住民基本台帳ネットワークシステム	1 MISALIO福祉医療費助成システム 2 共通連携システム 3 中間サーバー 4 統合宛名システム(宛名システムと同義) 5 共通宛名システム 6 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成30年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成30年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		情報提供…行わない 情報照会… (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号2 (2)明石市個人情報の利用に関する条例第4条 別表の3の項	事前	
平成30年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事前	
平成30年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月28日時点	平成30年3月20日時点	事前	
平成30年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月28日時点	平成30年3月20日時点	事前	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署 福祉局子育て支援室児童福祉課 ②所属長 田中 典子	①部署 こども局子育て支援室児童福祉課 ②所属長の役職名 室長兼課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市福祉局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5027	明石市こども局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5027	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続(提供)	(新規)	十分である(入手) 接続しない(提供)	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ③システムの名称	①市町村は、「明石市こども医療費の助成に関する条例」… ②2 共通連携システム 4 統合宛名システム(宛名システムと同義)	①「明石市こども医療費の助成に関する条例」… ②2 共通基盤システム 4 団体内統合宛名システム(宛名システムと同義)	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会…番号法第19条第8条	情報照会…番号法第19条第9条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署 こども局子育て支援室児童福祉課 ②所属長の役職名 室長兼課長	①部署 こども局子育て支援室児童福祉課 ②所属長の役職名 課長	事後	
令和3年11月30日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月20日時点	令和3年7月2日時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年11月30日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月20日時点	令和3年7月2日時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和6年11月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①こども医療費助成の申請書受理、申請者・扶養義務者の収入調査等の審査、その申込みに対する応答に関する事務	①こども医療費助成の申請書受理、申請者・扶養義務者の収入調査等の審査、対象者の加入健康保険資格の審査、その申込みに対する応答に関する事務	事前	
令和6年11月29日	II しきい値判断項目 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和6年11月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月2日時点	令和6年11月1日時点	事前	
令和6年11月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月2日時点	令和6年11月1日時点	事前	
令和6年11月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である 判断の根拠: 決裁後の書類は、確実に簿冊に綴じ、簿冊整理簿に基づき、簿冊の管理を実施している	事前	
令和6年11月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	十分である 判断の根拠: アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。	事前	
令和7年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「明石市こども医療費の助成に関する条例」及び「明石市個人情報の利用に関する条例」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。 ①こども医療費助成の申請書受理、申請者・扶養義務者の収入調査等の審査、対象者の加入健康保険資格の審査、その申込みに対する応答に関する事務	「明石市こども医療費の助成に関する条例」及び「明石市個人情報の利用に関する条例」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。 ①こども医療費助成の申請書受理、申請者・扶養義務者の収入調査等の審査、対象者の加入健康保険資格の審査、その申込みに対する応答に関する事務 ②Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時にこども医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 MISALIO福祉医療費助成システム 2 共通基盤システム 3 中間サーバー 4 団体内統合宛名システム(宛名システムと同義) 5 共通宛名システム 6 住民基本台帳ネットワークシステム	1 MISALIO福祉医療費助成システム 2 共通基盤システム 3 中間サーバー 4 団体内統合宛名システム(宛名システムと同義) 5 共通宛名システム 6 住民基本台帳ネットワークシステム 7 Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和7年9月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 明石市個人情報の利用に関する条例第4条別表の3の項	1. 番号法第9条第2項 2. 明石市個人情報の利用に関する条例第4条別表の2の項	事後	
令和7年9月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供…行わない 情報照会…番号法第19条第9号、明石市個人番号の利用に関する条例第4条 別表の3の項	情報提供…行わない 情報照会…番号法第19条第9号、明石市個人番号の利用に関する条例第4条 別表の2の項	事後	
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「明石市こども医療費の助成に関する条例」及び「明石市個人情報の利用に関する条例」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。 略	「明石市こども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第23号)」及び「明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。 略	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 明石市個人情報の利用に関する条例第4条別表の2の項	1. 番号法第9条第2項 2. 明石市個人番号の利用に関する条例第4条別表の2、8の項	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)